

第149号議案

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八王子市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	在職期間	割合	(略)	(略)	<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	在職期間	割合	(略)	(略)
在職期間	割合								
(略)	(略)								
在職期間	割合								
(略)	(略)								

第2条 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第7条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
(略)	(略)

第7条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 この条例による改正前の八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて市議会議員に支払われた令和元年12月期の期末手当は、新条例の規定による令和元年12月期の期末手当の内払とみなす。